

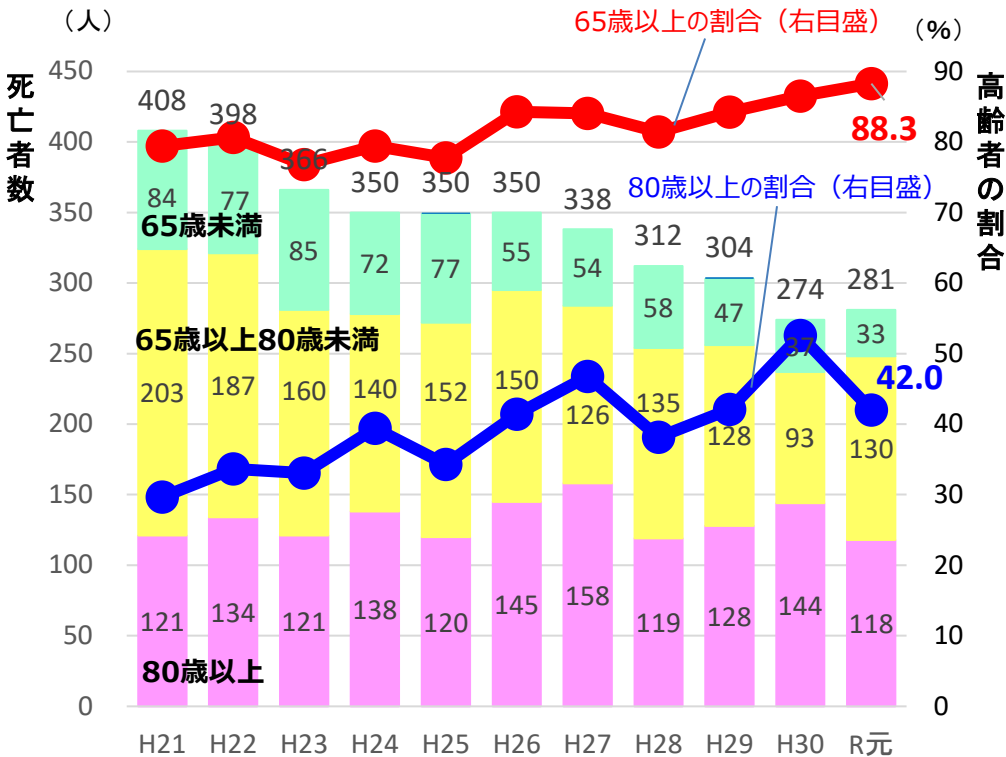
令和 3 年秋の農作業安全確認運動の展開について

令和 3 年 8 月 2 0 日
農 林 水 産 省

1. 令和元年に発生した農作業死亡事故の調査結果（概要）

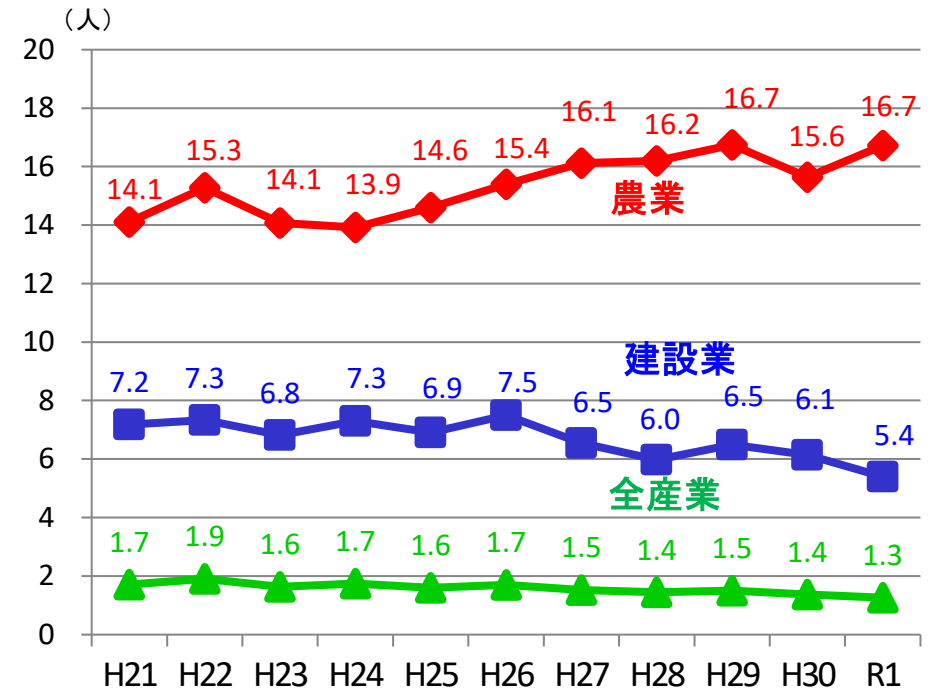
- 令和元年の農作業事故死亡者数は281人。前年（平成30年）と比べて7人増加。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が88%を占め、この割合は調査開始以降で最大。
- 就業人口10万人当たりの事故死亡者数は16.7人と調査開始以降で最も高い水準（H29と同率）となり、他産業との差は拡大傾向。

農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

就業人口10万人当たり死亡者数の推移



死亡者数 農業：農作業死亡事故調査（農水省）

他産業：死亡災害報告（厚労省）

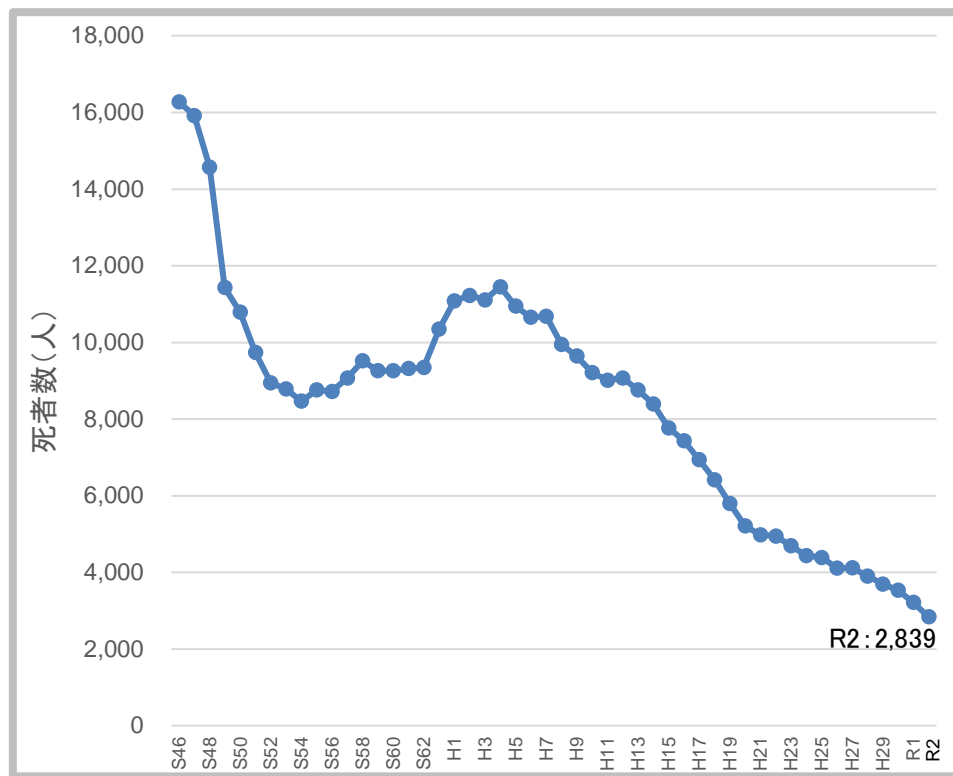
就業人口 農業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）

他産業：労働力調査（総務省）

(参考) 交通事故の発生状況について

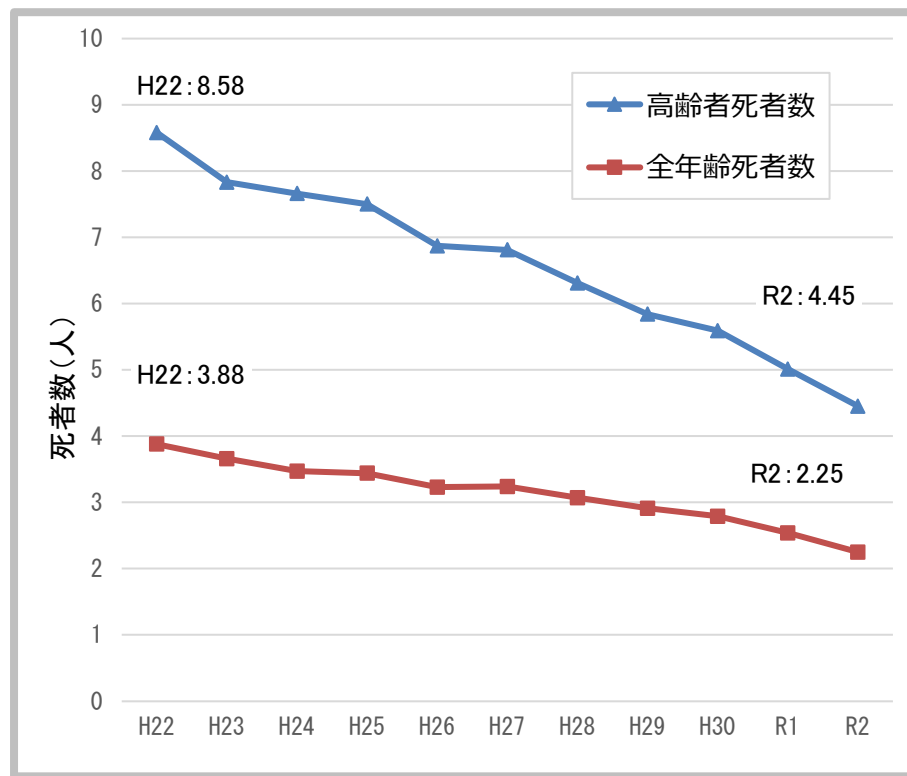
- 我が国の社会全体が高齢化している中においても、交通事故死者数は、近年、大幅な減少を実現。また、人口10万人当たりの高齢者の死者数も直近10年間で半減（8.58人→4.45人）。

交通事故死者数の推移（昭和46年～令和2年）



※ 警察庁交通局交通企画課「令和2年中の交通事故死者数について」（令和3年1月4日）より

人口10万人当たり高齢者（65歳以上）死者数の推移（平成22年～令和2年）

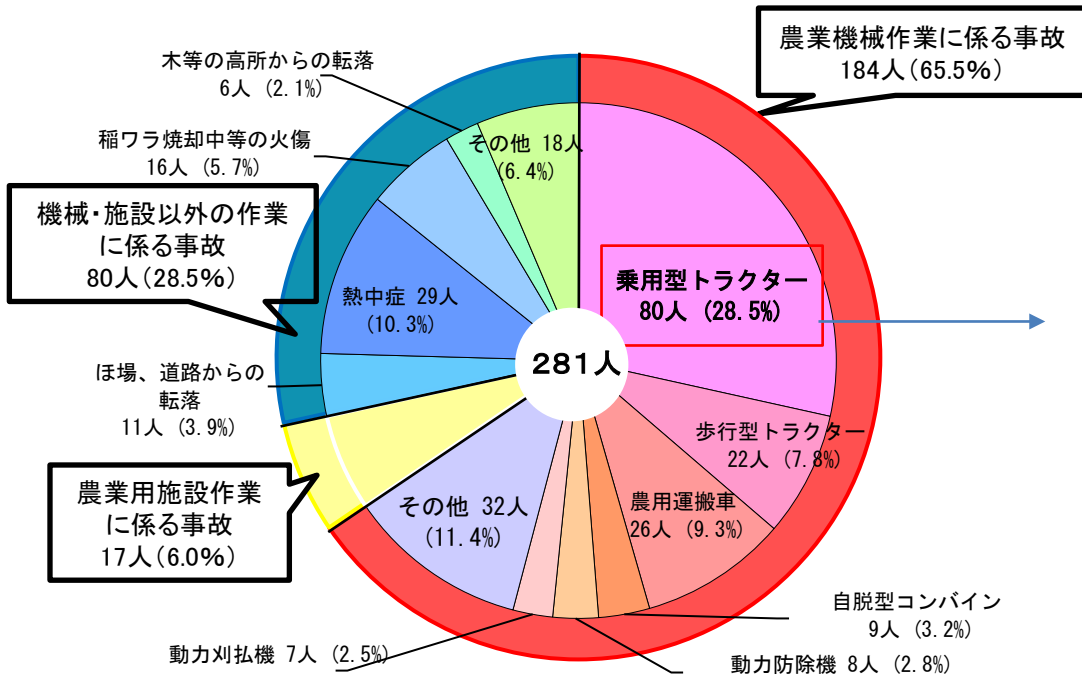


※ 警察庁交通局交通企画課「令和2年中の交通事故死者数について」（令和3年1月4日）より
算出に用いた人口は、各年の前年の人口であり、総務省統計資料「人口統計」（各年10月1日現在人口）による。

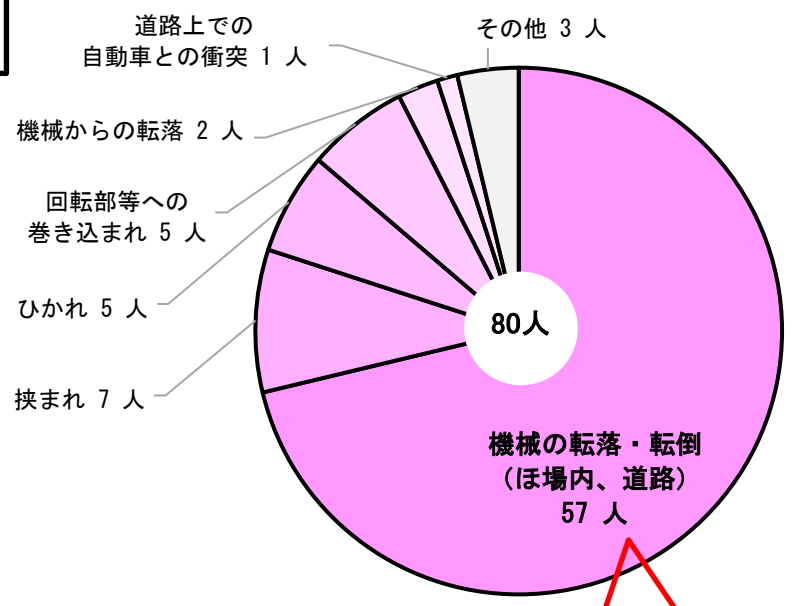
2. 令和元年に発生した農作業死亡事故の調査結果（要因別分析）

- 令和元年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が184人（65.5%）と最も高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務。
- 農業機械作業に係る事故のうち乗用型トラクターに係る事故が80人と最多。その中でも「機械の転落・転倒」による死亡者が57人と最多となっており、乗用型トラクターの転落・転倒事故対策が引き続き重要。

要因別の死亡事故発生状況（令和元年）



乗用型トラクター事故による死亡の要因（令和元年）

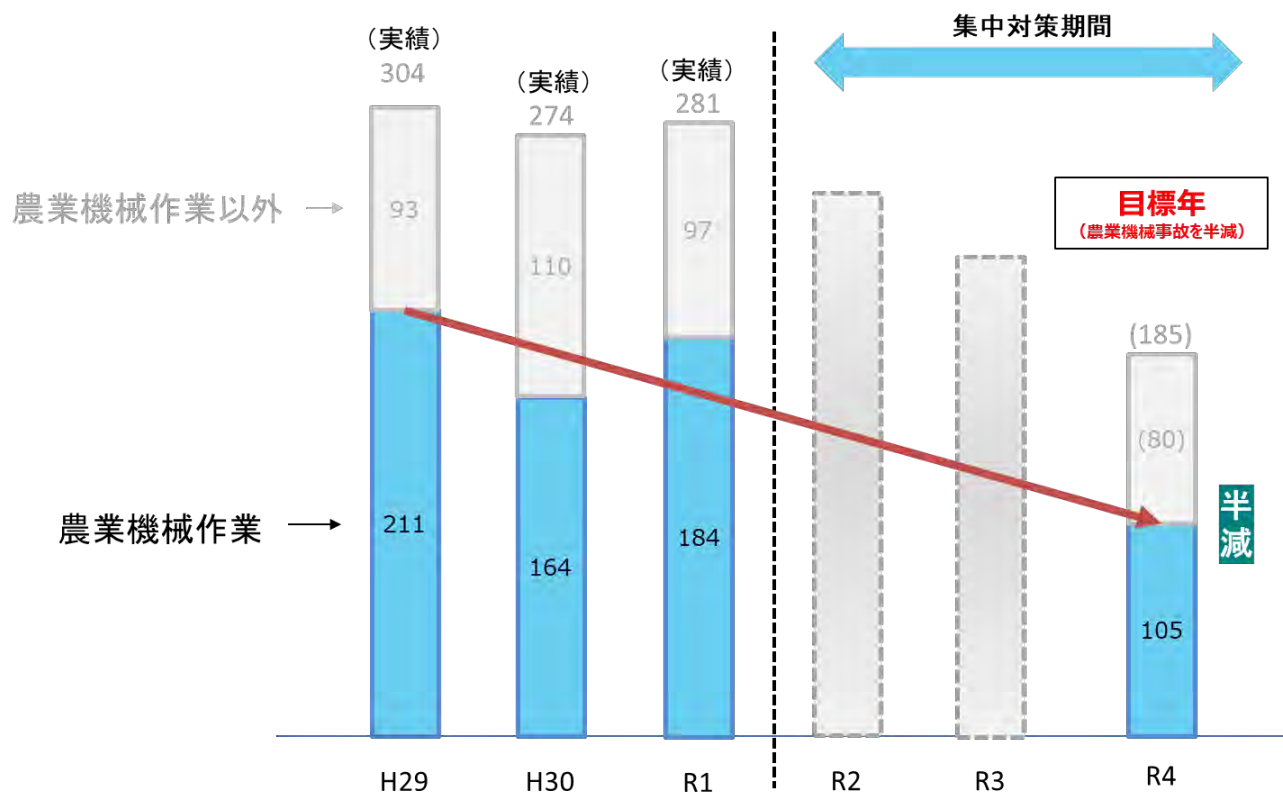


乗用型トラクター事故のうち、「機械の転倒・転落」が約7割

(参考) 農作業安全確認運動の目標について

- 令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業に係る死亡事故を令和4年までの3年間で平成29年比で半減する(211人→105人)との目標を策定。対策を集中的に行うこととしたところ。
- 直近のデータである、令和元年の農業機械作業に係る死亡事故数は184人。目標の達成に向け、令和3年においても農業機械作業への対策の強化が必要。

農作業安全確認運動における令和4年目標



※1 目標を設定した令和2年2月時点における最新データが平成29年であったため、平成29年の実績データを基準値として半減目標を設定。

※2 令和4年の「農業機械作業以外」の件数(80件)は、厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標値△15%より算定した仮の数字。

(参考) 農業機械の公道における事故の発生状況

- 公道における事故情報から農業機械（農耕作業用特殊車）の情報を抽出すると、
 - ① **軽傷を含む全ての事故では、交差点などのない道路を走行中に「追突」される事故が多く発生している**
 - ② **死亡事故では、道路からの転落・転倒を含む「路外逸脱」によって多く発生している**
 といった特徴があることが分かる。
- また、**事故に遭った乗員のシートベルト着用率が著しく低い**ことや、**シートベルト着用により死亡率を大幅に減らせる**ことなどが分かる。

農耕作業用特殊車における事故内容・道路形状別の事故件数（平成27～令和元年）
【死亡事故、重傷事故、軽傷事故の合計】

	車両相互		単独事故			人対車両	列車	合計
	追突	追突以外	工作物	路外逸脱	その他			
交差点 交差点付近	64 (27.1%)	133 (56.4%)	4 (1.7%)	23 (9.7%)	9 (3.8%)	3	0	236 (100%)
単路	401※ (58.0%)	110 (15.9%)	15 (2.2%)	126 (18.2%)	29 (4.2%)	10	0	691 (100%)
踏切・ 一般交通	1 (2.8%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)	12 (33.3%)	14 (38.9%)	6	1	36 (100%)
合計	466	245	19	161	52	19	1	963

※ 「単路・追突」の401件のうち、追突されたものが386件、追突したものが15件。

41.6%

農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況
（平成27～令和元年）

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49
合計	156	209	381	746

12.5%

(公財) 交通事故総合分析センターの集計結果より作成

【死亡事故のみ】

	車両相互		単独事故			人対車両	列車	合計
	追突	追突以外	工作物	路外逸脱	その他			
交差点 交差点付近	3 (9.7%)	5 (16.1%)	3 (9.7%)	12 (38.7%)	8 (25.8%)	0	0	31 (100%)
単路	26 (19.7%)	7 (5.3%)	6 (4.5%)	75 (56.8%)	15 (11.4%)	3	0	132 (100%)
踏切・ 一般交通	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	1	1	7 (100%)
合計	29	12	9	89	26	4	1	170

(公財) 交通事故総合分析センターの集計結果より作成

※ 単路とは、交差点、交差点付近、踏切、高速道路の駐車場等を含む一般交通以外の事故をいう。

52.4%

3. 令和3年度におけるこれまでの取組報告①

(安全フレーム等の追加装備、シートベルト・ヘルメットの着用徹底の呼びかけ)

- 農業機械メーカーをはじめ、各参加主体において積極的に取組を展開。 **(別途報告)**
- 乗用型トラクターにおけるシートベルト着用の効果や事故防止のポイントをもとめたチラシを作成し、全国の行政機関及び関係機関へ15万枚配付。
- 乗用型トラクターの安全対策に関する普及啓発ステッカーの配布を通じて、転落・転倒事故対策を集中的に周知。

農業機械安全性向上対策強化委託事業によるシートベルト着用の効果等を示したチラシの配付

乗用型トラクターの安全対策に関する普及啓発(ステッカー)の作成・配付

○乗用型トラクターにおけるシートベルト着用の効果や事故防止のポイントをもとめたチラシを作成し、全国の行政機関等へ15万枚配付

○シートベルト・ヘルメットの着用を喚起する農作業安全ステッカーの作成・配布。
(令和3年3月、60万枚を配付)

乗用型トラクターを運転する時にはシートベルトを着用しましょう!

乗用型トラクターなどの農業機械による交通事故(H27～R1)では、**シートベルトを着用していない場合、およそ4人に1人が亡くなっています。**

シートベルトを着用していない場合…

トランクター事故

一方で、シートベルトを着用している場合は…

シートベルトを着用していない場合と比べ、**死亡事故の割合は1/8**です。

見直そう! 農業機械作業の安全対策 農作業安全確認運動

【農林水産省監製】

トラクターでの事故を防止するため以下の点に取り組みましょう

- ① 安全フレーム又はキャビン付きトラクターを使用する。
- ② 運転時にはヘルメットを着用しシートベルトを締める。
- ③ 運転する時には、交通量の少ない一般道・農道を避けて通行する。
- ④ よく走行する農道は、路肩や曲がり角の草刈りやポール設置により安全にする。
- ⑤ ほ場の進入路・退出路は全て安全な幅・角度とし、進入路・退出路の手前は耕起しない。
- ⑥ 段差乗り越えなどのときは、作業機を下げバランスを失わないようにする。
- ⑦ トラクターに三角形の低速車マークや灯火器類を付ける。
- ⑧ ほ場作業終了後は、ほ場を出る前に左右ブレーキを連結する。
- ⑨ トラクターは定期的に点検を行う。
- ⑩ ユニバーサルジョイントには、きちんとしたプラスチックカバーと回り止めチェーンを付ける。

～チェックシートで安全への取組を自己点検しましょう!～

農林水産省は、事業者等関係者が日々留意すべき事項と実行すべき事項を示した「農林水産業・食品産業の作業安全のための指針」を新たに策定しました。
具体的な取組事項(図1)がチェックシートに整理されましたので、安全への取組の自己点検にご活用ください。(計24項目・解説書付き)

令和2年度農作業安全総合対策推進事業 一般社団法人日本農業機械化協会



令和3年ステッカー

3. 令和3年度におけるこれまでの取組報告②

(MAFFアプリを活用した熱中症警戒アラートの利用の促進)

- 農作業中の熱中症による死亡事故は、平成30年は調査開始以降最も多い43人、令和元年も前年に次ぐ29人と近年急増しており、農業者の方に警戒を促す手法の開発が課題。
- このため、環境省・気象庁が連携して運用する「熱中症警戒アラート」が発出された場合、当日の朝7時頃に自動でMAFFアプリにアラートが通知される機能を令和3年5月20日（木）より運用を開始。
- 通知機能追加時には農林水産省HPにてプレスリリースを行うとともに、地方行政団体及び関係農業団体に対して文書を通じ、MAFFアプリを利用した熱中症対策の呼び掛けを実施。

・ロック画面のプッシュ通知



・MAFFアプリホーム画面の通知



この熱中症警戒アラートをタッチした場合は、気象庁の各地方気象台詳細ページが表示される。

タイトル	発表時刻
高波と強風に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第2号	2021年04月26日05時30分
高波と強風に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第1号	2021年04月25日16時07分
令和3年台風第2号に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第4号	2021年04月25日10時49分
令和3年台風第2号に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第3号	2021年04月25日05時14分
令和3年台風第2号に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第2号	2021年04月24日11時55分

現在、関東甲信地方気象情報は発表していません。
現在、全般気象情報は発表していません。
▼気象情報の脱却を表示する

4. 令和3年秋の農作業安全確認運動の取組方針①

<令和3年秋のテーマ> **見直そう！農業機械作業の安全対策**

(乗用型の農業機械の転落・転倒死亡事故の大幅削減を目指す)

<運動期間> **秋**：令和3年9月1日～10月31日（2ヶ月間）

<参画団体> 地方公共団体、J A、農業機械メーカー、その他農業関係団体など820団体

主な取組内容（秋の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

- ①シートベルト・ヘルメットの着用徹底、作業機を付けた状態で公道走行する際の灯火器類の設置を集中的に働きかけ
 - ②安全フレームやシートベルト等が装備されていないトラクターの所有者への追加装備や買い替え等の働きかけ
- #### 農作業安全研修体制の強化
- ③地域において農作業安全研修の講師などの農作業安全の推進を担う「農作業安全指導員」を全国の各地域で育成

その他の取組

- ④地域段階における農作業安全協議会等の設置を促進
- ⑤「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やG A Pの周知・実践を働きかけ
- ⑥地域の実態を踏まえた労災保険特別加入団体の設置促進、加入促進

4. 令和3年秋の農作業安全確認運動の取組方針②

進め方

- 各地方の農作業安全ブロック推進会議や、都道府県単位・地域単位での農作業安全推進会議等を開催し、地域における関係機関間の連携強化や情報共有、普及啓発方策の検討等。交通安全運動の取組とも積極的な連携。
- 農畜産業者等が集まる様々な機会を捉え、農作業安全に関する話題を取り上げ、安全意識の向上を図る（+（プラス）安全）。
- 農業者のみならずその家族等に対しても安全意識の向上が図られるよう、地域での「声かけ」のほか、SNS、回覧板や広報誌、広報車等、様々な媒体を活用して1人でも多くの農業者に所要の情報を提供。
- 農作業安全指導員については、今後、農林水産省より都道府県に対して依頼文書を発出し、管内行政機関、農業関係団体、農機具販売店等より候補者の推薦を依頼。
- 農作業安全ポスターの活用

農林水産大臣賞については、9月までに全国へ約2万枚を配付し、秋の農作業安全確認運動の安全啓発に使用。



令和3年
農林水産大臣賞
受賞ポスター

(参考) 農作業安全検討会について

- 農林水産省では、農作業における安全対策の強化を図るため、本年2月に農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者から成る「農作業安全検討会」を設置し、農業機械の安全対策等を検討。
- 5月には、検討の結果を「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」としてとりまとめ。

開催要領

農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月
農林水産省

1 趣旨

農業においては、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

3 運営

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

4 当面の活動内容

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

委員名簿

農作業安全検討会 委員名簿

生部 誠治※	(一社) 全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部長
梅崎 重夫※	(独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所長
大浦 栄次※※	(一社) 日本農村医学会 監事
大吉 枝美※	大吉農園
川口 尚	(一社) 日本農業機械工業会 常務理事
氣多 正※※	(一社) 日本農業機械化協会 専務理事
小谷 あゆみ※	フリーアナウンサー、農業ジャーナリスト
鈴木 信生※※	(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 副会長
高橋 良行	(公社) 日本農業法人協会 理事
田島 淳	東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科
田中 宏樹	全国農業機械商業協同組合連合会 専務理事
藤井 幸人※	(国研) 農研機構 農業技術革新工学研究センター 安全検査部長
山中 嗣貴	全国農業協同組合連合会 耕種資材部 次長

※ 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 委員
※※ 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 農業分科会 委員

(オブザーバー)

厚生労働省 労働基準局 安全課

経済産業省 産業機械課

国土交通省 自動車局 安全・環境基準課

警察庁 交通局 交通企画課

Ⅲ 農業者の安全意識の向上

農作業に係る事故を減少させるためには、農業機械など農作業環境の安全対策の強化が重要であるが、これと併せて、農業者が農作業事故を人ごとと思わず「自分ごと」として捉え、その安全意識の向上が図られるよう、関係者の取組の強化を図ることも必要である。

1 研修体制の強化

我が国の農業経営は家族経営体が多くを占めているが、賃金を支払って外部から労働者を雇用することが少ない家族経営体では、事業者が労働者に対する安全管理を行い、適切な指導や措置を講ずるといった体系で労働安全を確保することが困難である。

このため、農業者や農業者を取り巻く地域において、農作業事故を「自分ごと」「自分たちごと」として捉え、安全と人命を優先することが重要であることを再認識できるよう、事故の発生状況、農業経営への影響、効果的な事故防止対策等を習得することができる研修を定期的に受けられる仕組みを整備する必要がある。

5. 令和3年秋の農作業安全確認運動における周知について（集中実施）

- 交通事故発生時のデータから、シートベルトの着用により死亡事故の発生を大幅に低減出来ることが明らかになったため、令和3年秋の農作業安全確認運動期間において、シートベルト着用の徹底について、農業者への更なる周知活動を集中的に実施。
- 周知にあたっては、農業者の隅々まで情報が行き渡るよう、関係機関が一丸となってあらゆる媒体等を活用。

【 秋の農作業安全確認運動における集中実施 】

<u>実施期間</u>	令和3年秋の農作業安全確認運動期間（9月～10月）
<u>実施回数</u>	計4回（2週間に1回程度）
<u>周知内容</u>	シートベルト着用の徹底を促す以下のような内容を想定（別紙参照） <ul style="list-style-type: none">・ 公道での交通事故による死亡者数等の実態・ シートベルト非着用時の事故事例 等
<u>周知方法</u>	① 農業者への戸別訪問や会議・イベント等でチラシを配布 ② 農業者への定期連絡等と併せたFAXなどによる情報提供 ③ SNS、広報誌等様々な媒体を活用した情報提供 等 （行政、生産者団体、農業機械メーカー等の関係機関が一丸となって、農業者の隅々まで情報が行き渡るよう周知）

5. 令和3年秋の農作業安全確認運動における周知について（周知案①）

農耕車の公道での交通事故による死亡者数 (平成27～令和元年度合計)

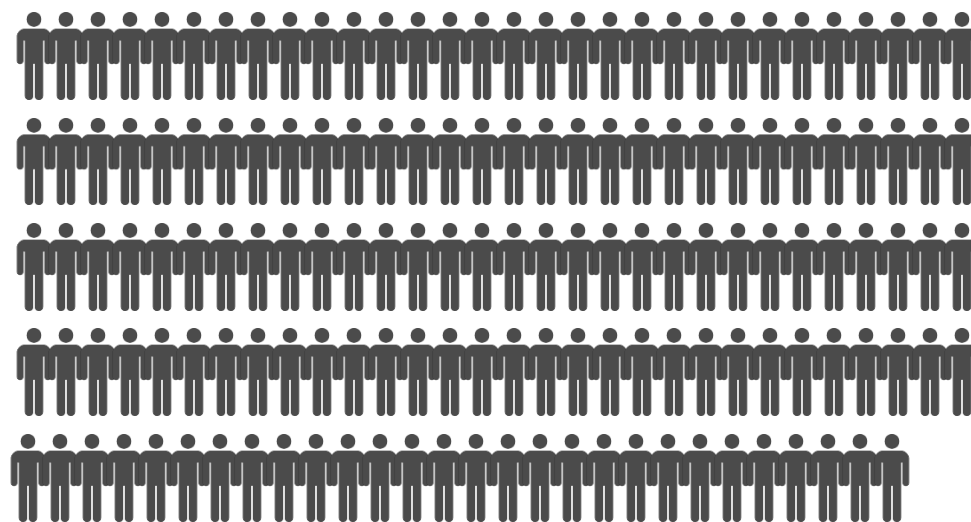
3人



シートベルト**着用あり**

(死亡者数) (死傷者数計) (死亡率)
3人 / 93人 = 3.2%

148人



シートベルト**着用なし**

(死亡者数) (死傷者数計) (死亡率)
148人 / 604人 = 24.5%

乗用型トラクターを運転するときは**シートベルトを着用しましょう!!**

トラクターにおけるシートベルト未着用時の事故事例

〔ほ場からの転落・転倒〕

事故概要

農道走行中に道を踏み外し、1.2m下のほ場へ転落
転落時、トラクターから投げ出されて下敷きになった

負傷状況

死亡

安全装備の状況

安全フレーム付き、シートベルト未着用



事故現場(1.2mの法面)
※一見してなだらかな傾斜であっても、
転落・転倒による死亡事故につながる危険がある

▶ シートベルトを着用していない場合、事故時に**身体が外に投げ出される**ことで、重大な事故につながります。

〔安全キャブ付きトラクターでの追突〕

事故概要

日没後に道路上をトラクターで運転中、後方から10tトラックに追突される

トラクターは反対車線を越え歩道付近で横転し停止

負傷状況

左肩肩甲骨付近打撲により
全治1ヶ月の怪我

安全装備の状況

安全キャブ付き、シートベルト未着用、低速車マーク未装備



事故機の様子(フロントガラス全面破損)

▶ キャブ付きのトラクターでも、キャブ内への衝突等により負傷する可能性があり、**安全キャブはシートベルトとセット**で効果を発揮します。

point

公道での交通事故発生時のデータから、シートベルトを着用しない場合の死亡率は**24.5%**である一方、シートベルトを着用した場合の死亡率は**3.2%**と、約**8分の1**に減少することがわかっています。

乗用型トラクターを運転するときは**シートベルトを着用しましょう!!**

6. 農作業安全指導員の育成

- 中間とりまとめにおける指摘を踏まえ、令和3年度は、地域において農作業安全研修の講師などの農作業安全の推進を担う「農作業安全指導員」を全国の各地域で育成を行うこととしたところ。

事業のスケジュール

【令和3年度（4～11月）】

- 農作業安全指導員育成研修の準備

指導員育成者
20～30名程度



【令和3年度（12～3月）】

- 農作業安全指導員育成研修の実施

農作業安全指導員
2,500人程度
(各県約20～100人)



農作業安全指導員の育成

指導員育成者（農研機構、日本農業機械化協会、日本安全衛生コンサルタント、全国農業改良普及支援協会など）により、農作業安全指導員研修で使用する研修テキスト、研修のカリキュラムを農林水産省が作成。

農作業安全指導員の候補者の推薦

- 8月下旬 農作業安全指導員の設置要領及び推薦依頼に係る通知（案）についてのブロック説明会の実施（地方農政局単位）
- 9月上旬 上記通知の発出
- 10月下旬 農作業安全指導員の候補者名簿の提出（農林水産省宛）
- 11月中 農作業安全指導員育成研修の実施に向けた日程等の調整

各県約20～100人の農作業安全指導員を育成するため、47都道府県において指導員育成者による育成研修を農林水産省主催で実施。（農閑期の12～3月に予定）

令和4年度以降の農作業安全指導員の活動方針等を農林水産省において検討。

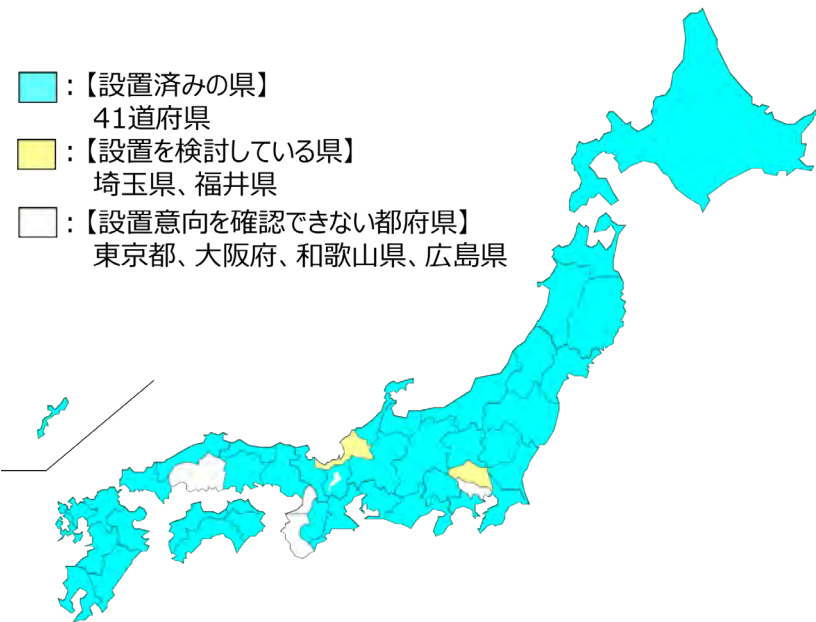
地域における研修や日常的な農作業安全の啓発活動等、農作業安全指導員を活用した活動については、地域においても具体的な取組内容を検討。

7. 地域段階の農作業安全推進協議会等の設置の促進

- 県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 県段階の協議会では全国41道府県で設置が完了している一方で、地域段階の多くでは未だ協議会が設置されていない状況であることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

都道府県段階の設置状況
(令和3年3月15日時点)

- : 【設置済みの県】
41道府県
- : 【設置を検討している県】
埼玉県、福井県
- : 【設置意向を確認できない都府県】
東京都、大阪府、和歌山県、広島県

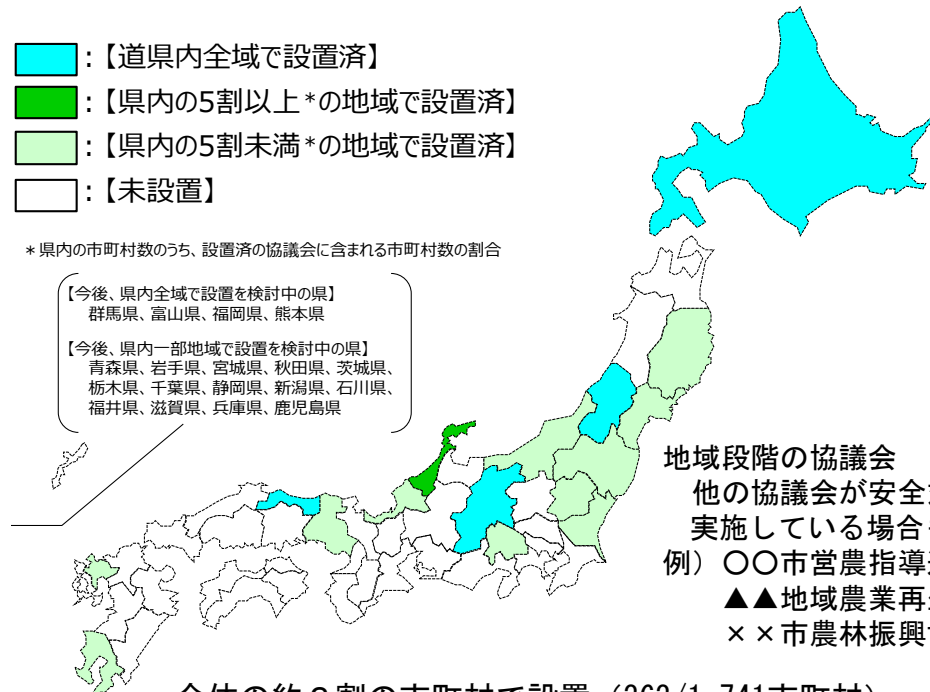


地域段階の設置状況
(令和3年3月15日時点)

- : 【道県内全域で設置済】
- : 【県内の5割以上*の地域で設置済】
- : 【県内の5割未満*の地域で設置済】
- : 【未設置】

* 県内の市町村数のうち、設置済の協議会に含まれる市町村数の割合

- 【今後、県内全域で設置を検討中の県】
群馬県、富山県、福岡県、熊本県
- 【今後、県内一部地域で設置を検討中の県】
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、
栃木県、千葉県、静岡県、新潟県、石川県、
福井県、滋賀県、兵庫県、鹿児島県



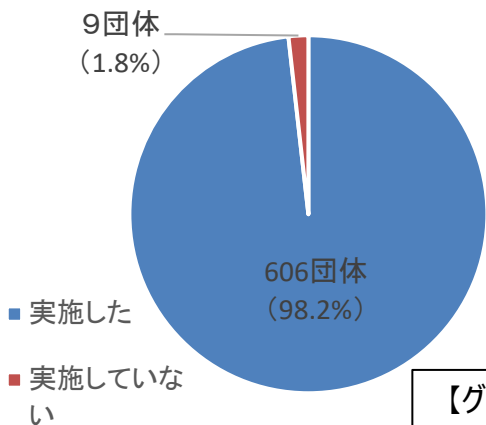
地域段階の協議会
他の協議会が安全対策の取組を実施している場合もカウント
例) ○○市営農指導連絡協議会
▲▲地域農業再生協議会
××市農林振興協議会

全体の約2割の市町村で設置 (363/1,741市町村)

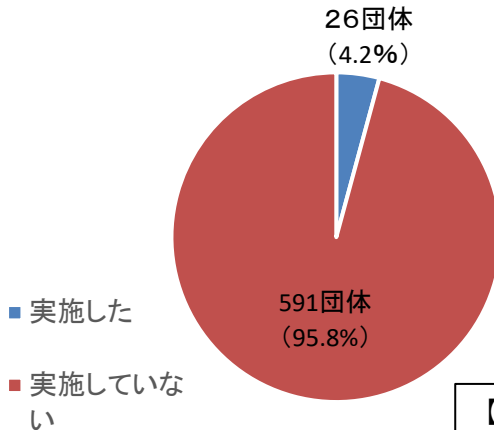
8. 地域における研修の活性化

- 参画した地方公共団体の春の農作業安全確認運動の取組結果によると、農作業安全に関するポスター、チラシ等の配付による啓発活動は約98%の団体で実施されていたが【グラフ1】、新型コロナウイルス感染症の蔓延により農場者が集う研修や会合等が開催できず、人を集めての農作業安全の啓発には苦慮している状況。【グラフ2】
- 一方で、農業者の集会等が全くなくなった訳ではなく、地域によっては栽培技術講習会や事業説明会等の開催時に農作業安全の呼び掛けを合わせて行う、いわゆる+（プラス）安全の取組が行われていることから、こうした機会は農作業安全研修を行う場として活用することが可能。【グラフ3】
- また、啓発の方法として、SNS、広報紙、回覧板、広報車、ラジオ、防災無線など様々な媒体で行われているが、農林水産省でも毎月の事故情報や熱中症の注意喚起等をMAFFアプリ、農林水産省公式Twitter、Facebookで情報発信しているので、これらの情報を地域においても積極的に情報発信することが重要。
 県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方策を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 県段階の協議会では全国41道府県で設置が完了している一方で、地域段階の多くでは未だ協議会が設置されていない状況であることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

農作業安全に係る
ステッカー、ポスター、チラシ等の配付



都道府県単位・地域単位での
農作業安全推進会議の開催



農業者等が参加する会議、講習会、イ
ベント等で農作業安全に係る啓発を行
う+（プラス）安全の取組

